

都道府県による市町村DX支援人材の確保（民間企業からの職員出向）

別添2

- 民間企業の従業員が地方公共団体で勤務する（一時的に地方で勤務し、その後復帰する）パターンは以下の3とおり。

- ① 企業の身分を保持したまま、地方公務員として勤務（在籍型出向）
- ② 企業の身分をいったん退職し、地方公務員として勤務後、元の企業に復帰（転籍型出向）
(前もって民間企業との間で復職に関する取決めをしている場合を含む)
- ③ 企業の研修の一環として、地方公共団体で勤務（研修派遣）

出向の類型

	制度	身分	給与負担 (※1)	服務規律	勤務条件 (労働条件)	年金・医療保険 (※3)
①在籍型出向 (出向元に身分を残したまま自治体で採用)	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付職員 ・特別職非常勤職員 ・会計年度任用職員 (フルタイム・パートタイム) などとして採用 	地方公務員と出向元民間企業の従業員としての身分を併有	地方公共団体 ★総務省から地方公共団体に対して財政措置	地方公務員法上の服務規程 が適用 (※2)	地方公共団体の職員の勤務条件 による	常勤職員として任用される場合、 地方公務員共済制度の長期給付（年金）・短期給付（医療保険） の資格を取得
②転籍型出向 (出向元を退職して採用)	同上	地方公務員	地方公共団体 ★総務省から地方公共団体に対して財政措置	同上	地方公共団体の職員の勤務条件 による	同上
③研修派遣	民間企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣	民間企業の従業員	民間企業	地方公務員法上の服務規程が適用されない	民間企業の労働条件による	派遣による影響なし

※1 地方公務員の兼業は原則禁止であるため、地方公務員法第38条第1項に基づく任命権者の許可を得ることにより兼業が可能となる。なお、兼業により兼業先の業務を行う場合、その業務に係る人件費は、当該兼業先の負担となる。

※2 特別職非常勤職員の場合は、適用なし。

※3 非常勤職員（会計年度任用職員等）については、勤務条件等により取扱いが異なるため、出向先の地方公共団体に事前に確認することが望ましい。

「都道府県における市町村DX支援への協力依頼について」（令和7年12月17日付総務省地域力創造グループ地域情報化企画室事務連絡）別添資料2

※本資料における記載は、民間企業等から都道府県へのデジタル人材の出向を想定したものです。